

第 99 号議案

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第30条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第30条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考2中「第27条第10項」を「第27条第11項」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。